



不正競争防止法(2) 新しい時代における知的財産保護

Q

従業員が営業秘密を漏洩した場合や、模倣品の販売をした者に対する取り締まりを強化する議論が、近時、活発に行われていますが、退職者が就業中に知りえた営業秘密を、転職先企業において利用した場合、処罰することが可能ですか。

A

焦点となっているのは、不正競争防止法の改正に伴う退職者への刑事導入の是非です。前回は続き、不正競争防止法の概略について説明します。

2 「不正競争」の類型

1 および2の(4)までは前号を参照してください。

(5) 技術的制限手段(不正コピー防止装置等)の回避行為

営業上用いられている技術的制限手段により制限されている画像もしくは音の視聴、プログラムの実行、またはこれらの記録を当該技術的制限手段の効果を妨げることと可能とする装置、もしくは当該機能を有するプログラムを記録した記録媒体、も

しくは記憶した機器を譲渡、引渡、展示、輸出し、または、当該機能を有するプログラムを電気通信回線を通じて提供する行為(法第二十条第一項・第二項)。

(6) ドメイン名の不正使用行為

不正の利益を得る目的で、または他人に損害を加える目的で、他人の特定商品等表示と同一または類似のドメイン名を使用する権利を取得、保有、使用する行為(法第二十一条第二項)。

(7) 品質等の誤認惹起行為

商品や役務(サービス)、広告または取引に用いる書類、通信に、その原産地、品質、内容、製造方法、用途、数量、その役務の質、内容、用途、数量もしくはその役務の質、内容、用途、数量について、誤認させるような表示をし、またはその表示をした商品

を譲渡、引渡、展示、輸出し、または、電気通信回線を通じて提供し、もしくはその表示をして役務を提供する行為(法第二十一条第三項)。

(8) 信用毀損行為

競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、または流布する行為(法第二十四条)。

(9) その他の不正競争行為

① パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国、または商標法条約の締結国においては、代理人等の商標冒用行為(法第二

条第一項第一号)。

② 外国の国旗・国際機関の標章等の商業上の使用(法第九条)

③ 外国公務員等に対する不正の利益の供与等の行為(法第一条)

3 適用除外例

(1) 普通名称、慣用表示

商品もしくは営業につき、その商品、営業の普通名称、あるいは、同一あるいは類似の商品、営業について慣用されている商品等表示を普通に用いられる方法で使用し、もしくはそのような表示を使用した商品

(2) 自己氏名の使用

自己の氏名を不正の目的でなく使用し、または自己の氏名を不正の目的でなく使用した商品

(3) 先使用

他人の商品等表示が必要者の間に広く認識される前からその商品等表示と同一もしくは類似の商品等表示を使用する者、またはその商品等表示に係わる業務を承継した

者が、その商品等表示を不正の目的でなく使用した商品

を譲渡、引渡、展示、輸出し、または電気回線を通じて提供する行為は、不正競争防止法が適用されません(法第二十一条第三号)。

4 差止請求権等(侵害回復手段)

(1) 不正競争によって営業上の利益を侵害され、または侵害されるおそれがある場合、その侵害者に対して、侵害の停止あるいは予防を請求することができます。

例えば、侵害行為を組成した物の廃棄、侵害行為に使用した設備の除却、その他の侵害の停止、または予防に必要な行為を請求することができます(法第三条第一、二項)。

(2) 不正競争によって営業上の利益を侵害されたものが、故意または過失によって自己の営業上の利益を侵害した者に対して損害賠償を請求する場合、被侵害者

(3) 不正競争により営業上の信用を害された場合、裁判所が損害賠償のほか、その者の営業上の信用を回復するのに必要な措置を命ずることを可能としています(法第七条)。

5 時効

民法上の不法行為に基づく損害賠償請求権は、損害および加害者を知った時から三年間、あるいは不法行為時から二〇年の経過により消滅します。

しかし、営業秘密に関する不正競争のうち、営業秘密を使用する行為に対する差止請求権については、侵害の事実および侵害者を知った時から三年、あるいは侵害行為開始時から一〇年、差止請求権行使しない場合は時効が完成します(法第八条)。

6 罰則

不正競争行為については、原則として三年以下の懲役または三〇〇万円以下の罰金に処せられることとなります(法第一四条)。

(表) 不正競争防止法改正案骨子

項目	関連する該当条文	改正骨子
□ 形態模倣行為に関する処罰対象を拡大	法第2条第3項	1. 他社のブランド名を許可なく自社商品に付けて販売する行為を処罰。 2. 他社の商品形態を模倣したコピー商品を販売することを処罰。 3. 関連法令の改正一関税率法の改正。不正競争防止法違反の模倣品の輸入を税関で差し止める。
□ 営業秘密における不正行為に関する処罰対象を拡大	法第2条第4~9項	1. 企業に勤める従業員が、企業の営業秘密を海外で漏洩した場合も処罰。 2. 企業に勤める従業員が、在職中に秘密保持契約等を締結した後、転職し、秘密を漏洩する行為を処罰。 3. 営業秘密にアクセスする権限がない従業員が、営業秘密侵害罪を犯した場合、所属する法人を処罰。
□ 罰則の強化	法第14条	・ 原則として5年以上の懲役または500万円以下の罰金とし、懲役、罰金の併科が可能とする。 ※ 現行は3年以下の懲役または300万円以下の罰金。

また、法人の従業員等あるいは人の代理人等が違反行為をした場合は、行為者を罰するほか、その法人に対し三億円以下の罰金を、その人に対しても三年以下の懲役または三〇〇万円以下の罰金を科すものと規定されています(法第一五条)。